

タイトル	ヒュームの自然主義と懐疑主義について（下）
著者	鵜殿，憩；UDONO, Kei
引用	北海学園大学学園論集(188)：165-183
発行日	2022-07-25

ヒュームの自然主義と懐疑主義について（下）

鵜 殿 憩

はじめに

本稿は、先に刊行した論文「ヒュームの自然主義と懐疑主義（上）」の後編である。先の論文は、2021年8月30日に開催された澤田和範氏の著書『ヒュームの自然主義と懐疑主義』（勁草書房、2021年）¹の合評会での私の報告の前半部分（第Ⅰ部「自然主義について」）の内容に大幅な加筆修正を施したものである。本書の第Ⅰ部において、著者は、ヒュームの認識論上の立場を「方法論的自然主義」として特徴づけ、この観点から、ヒュームの因果論、一般規則に関する議論、精神哲学への実験的推理法の導入などの様々なトピックに関する議論を統一的な仕方で解釈するという、先駆的な試みを行っている。先の論文では、従来の解釈を覆す著者の画期的な着想に高い評価を与えつつ、同時に、著者の論述に対していくつかの問題点を指摘した。

本稿では、主に本書の第Ⅱ部「懐疑主義について」への論評を中心に行う。第Ⅱ部は、ヒュームの認識論を、懐疑主義という側面から読むか、自然主義という側面から読むか、という伝統的な二項対立的な図式を否定し、むしろヒュームの自然主義的な探究がどのようにして懐疑論を生じさせるのか、また懐疑論の導出の後で、彼が自然主義的探究を継続できるのはなぜかということについて理解する方法を提示している。著者は、ヒュームの懐疑主義と古代のピュロン主義の関係を明らかにしつつ、同時に「デフォルトとチャレンジの構造」という現代的な枠組みを当てはめることによって、ヒュームの議論の基本構造を捉えることも試みている。このような大胆な試みは、ヒュームが展開している議論の核心の解明に貢献する。また、著者は、ヒュームが『人間本性論』第四部で展開する「理性に関する懐疑論」や「感覚能力に関する懐疑論」をそれぞれ独立した議論として評価するのではなく、第四部第七節で導出される統一的懐疑論を構成する部分として解釈する。このことによって、懐疑的諸議論の相互関係が明らかになる。また、著者は、ヒュームの懐疑論が、自身の懐疑的思考そのものにも向けられるという「二階の懐疑論」としての特徴を持つ点を明らかにする。そして、先行研究においてしばしば主張されているような、懐疑論の解消のための議論をヒュームが行っておらず、むしろ、二階の懐疑論を保持することが、

¹ 以下、澤田（2021）を本書と表記し、引用・参照時には丸括弧にページ数のみを記す。

彼に自然主義的な探究の再開を許すという大胆な解釈を展開している。ヒュームを懐疑論者か自然主義者のどちらかに位置付けるのではなく、彼の懐疑論と自然主義が密接不可分であるということ、かつてないほどに明快に説明した点は本書の功績である。

また、本書は、ヒュームの議論の明確化を行う中で、認識的規範および哲学的懐疑の本性の解明にも取り組んでおり、現代の認識論の発展にも寄与する鋭い洞察を提供している。ヒューム研究においては、ヒュームのテキストの正確な理解、彼を哲学史の流れの中にどういう位置付けるか、彼の鋭敏な議論の中から哲学の問題の定式化や分析に役立つ要素をどのように抽出するか、といった様々な課題があるが、本書はそのどの課題にもバランスよく取り組み、たいへん大きな成果を挙げている。

以下では、本書第II部の各章ごとの要約を示しながら、本書に対する疑問点、本書から派生する問題について論評を行う。

1. 懐疑的諸議論

1.1. 理性に関する懐疑論

本書の第四章「懐疑と自然」(pp. 105-145)では、ヒュームの自然主義的懐疑論のための議論を明確化し、合理的に再構成することが試みられている。著者は『人間本性論』第一巻第四部第一節において導入される「理性に関する懐疑論」を帰謬法の一つとみなすエドワード・モリス(1989)の解釈を支持しながら、ヒュームの議論を次のように整理する。

ヒュームの理性に関する懐疑論が、批判の対象とするのは、信念ではなく、信念についての間違った理論である²。懐疑論者は、信念という作用は、純粋な思考の作用である、言い換えれば、思索的な心の作用によって信念が構成されている、という想定を持っている。そして、ヒュームはこの理論的な想定を批判している。懐疑論者の議論に従えば、理性的議論を突き詰めていくと、信念は消滅するという結論になる³。しかし、これは実際には信念は消滅しないという事実と矛盾する。これによって、信念という作用が純粋な思考の単純な作用である、という懐疑論者の理論的な想定は間違いであることが判明する。理性的結論に従って信念は消滅しないという事実は、信念が人間本性の思考的部分ではなく、感受的な部分である、というヒュームの仮説の正しさを証明している。著者は次のように言う―「ヒュームはここで、ある意味では懐疑論を防ぐ盾にもなるような人間本性の原理を新たに見出すことができたのである」(p. 123)。以上が、著者によって再構成された、ヒュームの帰謬法に基づく議論である。

² ヒュームが展開した帰謬法の内容についての理解は、著者とモリスとで異なっている (p. 119)。モリスは、ヒュームが帰謬法において攻撃の対象としているのは、「合理的に振る舞う反省的認識主体という知性主義のモデル」であるとしているが、著者によればこの理解は間違っており、ヒュームの帰謬法における批判の対象は、あくまで「信念に関する間違った理論」であると主張する。

³ 著者は、これが想像上の間違った信念に関する理論からの結論あることを強調する。

ヒュームの議論を帰謬法の一つとみなす、モリスおよび著者の解釈は、テキスト的によく裏付けられており、異論を差し挟む余地はほとんどない。それでは、以下に、著者による再構成を経ても残る理性に関する懐疑論の分かりにくさについて簡単に述べたい。著者が説明する「人間本性の原理による懐疑論の無効化」に関する議論においては、事実問題（「我々がどのようにして信念を形成するか」と権利問題（「我々が信念を形成する資格があるか」）の区別が分かりにくくなっている⁴。意図的であるかは定かでないが、ヒュームが理性に関する懐疑論を導入する際に、彼は自らが行っている議論が権利問題に関する議論なのか、事実問題に関する議論なのかを曖昧にしている。懐疑論者は、信念が合理的な思考過程に基づいて形成される場合に限り、我々は信念を持つ権利があると考えているので、彼らは権利問題について議論することを意図している、という印象を我々は受ける。一方で、信念が人間本性の思考的部分ではなく、感受的な部分であるという理由から、懐疑論にも関わらず信念は消滅しないことを示すヒュームの議論は、事実問題に関わる議論である。そして、自然（人間本性）が懐疑論の力を打破する、というヒュームの主張は、再び権利問題についての主張である、という印象を与える。

ヒュームの力点が、我々が懐疑論の理屈を受け入れるにも関わらず、人間本性の原理の影響によって信念を抱き続けるという心理学的事実を示すことにあるのか、それとも、人間本性の原理が、我々が懐疑論に従うべきではなく、信念を保ち続けるべきであるという規範を確立することにあるのか、という点について、著者は第四章の段階では明確にしていけないが、人間本性の原理の規範的な力としての側面をヒュームが認めていることを強調した解釈を構築している。

1.2. 感覚能力に関する懐疑論

著者は『人間本性論』第一巻第四部第一節における「感覚能力に関する懐疑論」を、ヒュームの自然主義的な方法論と表裏一体のものとみなす。そして、それが「探究に先立つ懐疑論」ではなく、「探究の結果生じる懐疑論」としての特徴を持つことを説明する。ヒュームは、外的対象の信念を形成する想像力の作用は、理性の原理に反しており信頼のおけない作用であることを、外的対象の信念の成立過程を、自然主義的に探究することによって示すのだという（p. 140）。

著者によれば、感覚能力に関する懐疑論も、懐疑の力に対抗する自然の力についての論点を含んでいる（pp. 140-144）。すなわち、懐疑論の導出の後でさえも、我々の信念を守ってくれるのは自然（人間本性）である、という論点である。感覚能力への懐疑を我々は真剣に維持することはできず、懐疑論を経験する以前と同じ状況に戻ってくる、というのがヒュームの見解であるが、これは懐疑が心理的には効力を持たないことを示すものである。

⁴ 「懐疑論を防ぐ盾」とは、①我々が懐疑論の理屈を受け入れるにも関わらず、人間本性の原理の影響で信念を抱き続けるという心理学的事実を述べているのか、②それとも、人間本性の原理が、我々が懐疑論に従うべきではなく、信念を保ち続ける資格があるという規範を述べているのか、という点について著者は、第四章の段階では明確にしていけない。

ヒュームは、懐疑論の説得力にも関わらず、我々が信念を持てるのはなぜかを説明している。これは事実問題の範疇での議論であり、懐疑論に屈せず、我々が信念を持続けることを示すという仕方で、ヒュームが懐疑論に対するある種の「解消」を試みている、と理解することはできるのだろうか？ たとえできたとしても、それは極めて緩い意味での解消である。懐疑論によって我々の信念が影響されないことは、実践的な意味での救いであるかもしれないが、それは信念を疑う理由が消滅するという意味での懐疑論の解消とは異なる。

著者は、自身の解釈と、ヒュームが懐疑論の自然主義的解消を図っていると主張する久米(2005)などの既存の自然主義解釈との差別化を行おうとしている。ここで、既存の解釈が信念を疑う理由が消滅する、という厳密な意味での「解消」を語っているのか、信念を疑う理由があるとしても、そのことは我々の信念に影響を与えないという緩い意味での「解消」を語っているのかを吟味することは重要である。また、既存の解釈を一括りにしないことも重要である。久米(2005)は、感覚能力に関する懐疑論が『『自然的信念』の枠組み・原理を前提とした日常的推論の結果として生じている」と述べている(p. 169)が、このことによって懐疑論が解消されるとは述べておらず、逆に、「外界信念の原理が我々のすべての議論の前提であると認めてもなお、外界信念への懐疑論が理論的には可能であることをヒュームは決して否定しはしなかったのである」(p. 172)と述べている。久米は明らかに、懐疑論の導出の可能性の説明に力を入れており、懐疑論の解消がいかにして可能であるかについて、それほど詳細には語っていない⁵。少なくとも、ヒュームの懐疑的コミットメントの度合いに関して、久米は著者に近い洞察を持っている、という印象を受けるのである。

1.3. 懐疑的コミットメントの非対称性

『人間本性論』第一巻第四部第一節において展開される「理性に関する懐疑論」を、ヒュームは、自身のものではなく、想像上の学派の学説として言及する。ここでヒューム自身は懐疑的議論にコミットしていないことが確認できる。彼の意図はただ、信念が人間本性の思考的部分に基礎を持っているというよりは、感受的部分に基礎を持っている、ということを示すことであった。それゆえ、ヒュームは信念そのものに疑いを投げかけている訳では決していない。

これに対して、『人間本性論』第一巻第四部第二節における「感覚能力に関する懐疑論」は、ヒュームが自身の自然主義的な探究の結果行きついた結論であり、ヒューム自身の議論であることが、より明示的である。ここで彼は懐疑論にコミットしている。ここでも、懐疑論の導出にも関わらず、ヒュームが信念を保持し続けられるのは、彼の心に人間本性の原理が働いているからである、

⁵ 久米(2005)は、日常的信念が実践化・情動化されており、そうした信念に対しては、知性主義・理性主義の観点とは別の観点から評価がなされなければならないと主張し(pp. 217-220)、この点が懐疑論の解消の足場であることを示唆している。しかし、日常的信念が実践化・情動化されているということの内実および、それがどのようにして懐疑論の解消と関係しているのかについてはより詳細な説明が求められるだろう。

という説明がなされる。しかし、人間本性の原理によって、信念を疑う理由が消し去られるわけではないので、その意味で、懐疑そのものは退けられることなく、有効であり続ける。

以上のように、理性に関する懐疑論と、感覚能力に関する懐疑論とでは、ヒュームのコミットメントの度合いに違いがあることは明らかである。このことが、ヒュームの議論を分かりにくくし、多くの誤解を誘発することになってきた。著者によるヒュームの議論の合理的再構成は、この非対称性をより明確に浮き上がらせる。ヒュームが懐疑論者ではなく、自然主義儀者である、と主張する論者の多くは、理性に関する懐疑論へのヒュームのコミットメントの弱さに注目しているが、感覚能力に関する懐疑論も併せて考えれば、このような解釈は困難となることを把握する必要がある。本書における丁寧な解説により、ヒュームのテキストに対する誤解が大幅に取り除かれることになるだろう。

2. 懐疑主義と認識的規範原理

2.1. ピュロン主義の方式

第五章「ピュロン主義的メタ哲学」(pp. 147-208) は『人間本性論』第一巻第四部第七節のヒュームの議論を、哲学的探究という行為を記述するメタ哲学として特徴づける。『人間本性論』第三部および第四部における懐疑的諸議論は、一つの大きな懐疑論へと統合され、さらに哲学的探究そのものを疑うメタ懐疑論へと発展するというのが本章の基本的な洞察である。

著者は、重要な論点として、『人間本性論』第一巻の結論におけるメタ懐疑論が古代ピュロン主義の伝統を引き継ぎ、古代ピュロン主義の方式を採用していることを主張し、さらに、ヒュームが提出している四つの懐疑的議論が、古代ピュロン主義の型と同じであることを明らかにする(pp. 166-173)。

このように、ヒュームの懐疑論を、ピュロン主義として位置づける解釈は非常に興味深いものである。先行研究において、ヒュームの懐疑論とピュロン主義の共通性が指摘されることがしばしばあったが、ピュロン主義の方式のうち具体的にどの方式をヒュームが採用しているのかは、これまで明確にされてこなかった。それを明らかにした点は本書の重要な功績である。

とはいえ、ヒュームが古代のピュロン主義の精神を受け継ぐことと、古代ピュロン主義の議論の型を用いることは区別して考える必要があり、ヒュームをピュロン主義者として位置づけるためには、より慎重な思想史的な検討が必要である。著者は、第五章の注で、ヒュームがセクストスの著作を、ラ・フレーシュ学院の蔵書の中で読んだ可能性があることに言及している。もちろん、ヒュームが自身の議論の中にピュロン主義の議論の型を意識しているということはある程度確認できるであろうが、それでも、ヒュームが『人間本性論』の中でピュロン主義に直接言及していないことは、彼がピュロン主義に対して一定の距離を置いていたことを示唆しないだろうか。

ヒュームがピュロン主義的懐疑論の型を使用しているとしても、ヒュームとピュロン主義者とは、懐疑論を提出する背景・意図が異なることは考慮されるべきである。ピュロン主義は、心

の平安を目指す実践の一部として懐疑的議論を提出した。これに対して、ヒュームは人間本性の探究の一部として懐疑的議論を提出した。両者の議論の型の共通性に注目することは建設的な作業として評価できるが、議論を構築する背景や意図の相違に注目することは、より有意義な思想的発展をさせるために重要である。

2.2. 資格原理を巡って

第五章の pp. 149-158 の部分では、自然主義解釈の第一人者であるドン・ギャレットの解釈に対する批判が試みられている。ギャレットは、「理性が生き生きとしており、〔人間にとって自然な〕傾向と共存する場合に理性に同意すべきである」とする「資格原理」という認識的規範原理をヒュームが導入し、この原理こそが、ヒュームを懐疑によるジレンマから救い、彼を哲学的探究へと復帰させる原理であると説明する。

著者は、資格原理が、ヒュームを懐疑論から救い、哲学に復帰させる認識的規範原理であるという点に関してギャレットの解釈に反対する。

ギャレットによれば、資格原理において理性の同意の対象となるのは、「永続的で、不可抗で、普遍的な想像力の諸原理」から生み出される意見であり、逆に、「変わりやすく、弱く、不規則な想像力の些細な示唆」は資格原理を理由にして拒絶される。

これに対して、著者は以下のような批判を行う (pp. 155-156)。

〈批判1：資格原理によって拒絶されるものの範囲〉

- ① 「変わりやすく、弱く、不規則な想像力の些細な示唆」は、理性を生き生きさせる想像力の作用にも含まれる、という点をギャレットは見落としている。
- ② 外的対象の信念を、永続的で、不可抗で、普遍的な想像力の原理にギャレットは分類するが、外的対象の信念は、むしろ変わりやすく、弱く、不規則な想像力の特徴に当てはまるということをヒュームは示している。
- ③ 特定の生き生きした理性が、偽なる信念を生み出す悪しき「想像力の些細な示唆」だけを都合よく破壊するとギャレットが主張するとしたら、彼の議論は論点先取である。というのも、全面的懐疑論は、真理の判定基準が見つからないということを問題にしているからである⁶。

また、著者はヒュームが認識的規範を変更したというギャレットの解釈を、ヒュームに極めて不完全な議論を帰属させるとして批判する (pp. 157-158)。

⁶ 以下は本書からの引用である。「もしかするとギャレットは、特定の生き生きした理性が偽成る信念を生み出す悪しき「想像力の些細な示唆」だけを（都合よく）破壊するのだと言いたいのかもしれない。しかし、仮に事実がそのようなものだとしても、それはここでは意味のない主張である。なぜなら、いま問題となっているのは真理の判定基準とは何かという認識論の問題であり、ギャレットの主張は、認識論の水準では、何が真なる信念であるかをすでに正しく判断できているという論点先取の主張となるからである。」(p. 156)。

〈批判 2：認識的規範の改訂の有無〉

- ① ある規範 A から懐疑論が導出されるとしても、それだけでその規範が誤っているということにはならない。
- ② ある規範 A から懐疑論が帰結するとしても、それだけではその規範を別の規範 B に改訂すべきだという理由にはならない。
- ③ しかし、ギャレットの解釈が正しいとしたら、ヒュームがそのような不完全な議論を行っていることになってしまう。

以下では、著者の批判に対して、ギャレットがどのような反論をするか予想してみたい。資格原理によって拒絶されるものの範囲に関する批判に対しては、以下のような反論が予想される。第一に、著者は、「想像力の些細な示唆」には、「理性を生き生きさせる想像力の作用」が含まれると主張するが、想像力に与える活気にも程度があり、想像力の些細な示唆が理性に与える活気は強度として弱いので、それは資格原理において想定される活気には達しない。

第二に、外的対象の信念は、理性に伴う想像力の働きとは別の想像力の働きによって支えられているが、それが「変わりやすく、弱く、不規則な想像力」の特徴に当てはまる、ということは明らかではない。ヒュームの説明によれば、俗人の外的対象の信念を生み出す原理には、①「恒常性」、②「整合性」、③「類似した知覚の混同」、④「慣性の原理」などが挙げられる。これらのうち③、④は変わりやすく、弱く、不規則な想像力の特徴に当てはまるが、①と②の要素が、外的対象の信念に想像力の些細な示唆以上の資格を与える。ヒュームは、変わりやすく、弱く、不規則な想像力の例として、目の前に幽霊がいるという妄想を挙げ、それが「人類にとって不可避でも、必要でもなく、生活を送るのに有用でさえない」(T1.4.4.1) と述べているが、このような想像力の些細な示唆の事例と外的対象の信念の事例をヒュームは区別している。

つまり、ヒュームは、外的対象の信念における虚構的な想像力の働きを認めているが、外的対象の信念は、知覚の恒常性と整合性によって支えられており、不可避的で、人間生活にとって欠かせないものであり、その意味において、「変わりやすく、弱く、不規則な想像力」と区別できることを認めうる。それゆえ、外的対象因果推論と同じく、資格原理の許容範囲に収まる。このようにギャレットは答えるだろう。

外的対象の信念は、理性を生き生きさせる想像力の作用と、想像力の些細な示唆の境界事例ではある。想像力の些細な示唆は、理性に不十分な程度の活気しか与えることができない、あるいは、不可避的で人間生活にとって欠かせないという条件を満たさない。これと比較して、外的対象の信念は、不規則な想像力に部分的に当てはまる特徴を持つとしても、理性を生き生きさせる想像力の作用に含められるのは、それが不可避的で、人間生活にとって欠かせないといった、他の特徴を持つからである。このような説明をギャレットは行うだろう。これが説明の不整合を回避するためのアドホックな説明である、という批判は生じるかもしれない。しかし、著者の言うように、ギャレットが、偽なる信念を生み出す「想像力の些細な示唆」だけを都合よく破壊する

ことができるような仕方で、つまり論点先取に陥る仕方で、特定の生き生きした理性を特徴づけているということは自明ではない。彼の解釈に対する、より好意的な捉え方は可能である。ギャレットが、「理性を生き生きさせる想像力の作用」の特徴づけにおいて、それが「想像力の些細な示唆」を含んでしまうという問題を避けるために、知覚の整合性と恒常性に支えられていることや、不可避性や、人間生活にとっての不可欠性などの新しい項目を追加することがアドホックであるという印象を与えるとしても、彼が論点先取のような端的な誤りを犯していることには直ちにならない。

2.3. ギャレットはヒュームによる認識的規範を改訂を主張したのか？

ヒュームがT1.4.7で認識的規範を改訂して、理性に基づく認識的規範から、資格原理に基づく認識的規範へと移行したというギャレットの説明には問題がある、という著者の指摘は、もっともらしいように思われる。しかし、ギャレットが、著者が言うように、「ある規範Aから懐疑論が導出されるとしたら、その規範は誤っている」や「規範Aを別の規範Bに改訂すべきである」という議論を行っていることは明らかではない。以下は、ギャレットの著書からの引用である。

私が「資格原理」と呼ぶこの原理は、ヒュームがすでに考察し、退けた「精巧で洗練された一切の推論を拒絶する」規範的原理とは異なる。その原理とは異なり、資格原理は、我々に自らが関心を持った哲学的主題についての精巧で洗練された推論を受け入れることを許容する。というのも、ヒュームが述べたように、我々はまさにそうした類の推論に従事し、従う傾向性を持っているからである。(Garrett 1997, p. 234)

この文章においてギャレットは、資格原理を、「精巧で洗練された一切の推論を拒絶する」規範的原理と対比させている。ここでギャレットが言う「『精巧で洗練された一切の推論を拒絶する』規範的原理」が、①懐疑論を導く規範のことであるのか、②懐疑論によって導かれる規範のことであるのかは、解釈が分かれる。②の線での解釈の余地はあり、それに従えば、ギャレットは、資格原理が懐疑論によって導かれる規範（「真理の判定を停止すべきである」）とは異なっている、という比較的受け入れ可能な主張を行っている。また、①の解釈を採用としても、ギャレットが「ある規範Aから懐疑論が導出されるとしたら、その規範は誤っている」という議論を行っている、ということまでは読み取れない。

そして、ギャレットが、「ある規範Aから懐疑論が帰結するという理由から、規範Aを別の規範Bに改訂すべきである」と主張しているということも明らかではない。ギャレットは「改訂」という語句を上記の引用およびその前後で用いていないからである。規範Aが規範Bと異なると主張することは、規範Aを規範Bに改訂すべきである、と主張することと同じではない。「改訂」とは、誤りや不備な点を正しく改めることであり、「誤りや不備を直す」というニュアン

スがある⁷。しかし、ギャレットの記述を読む限り、二つの規範的原理のうち、一方に誤りや不備があるとか、一方が他方に優越している等のことは述べられていない。

また、規範 A を規範 B に「改訂する」という語句には、これまで規範 A を採用してきたが、以降は規範 B を採用するというニュアンスがあるが、ギャレットは二つの規範 A と規範 B が「異なる」と述べているだけで、二つの規範のうち、規範 A をヒュームがこれまで一貫して採用してきて、規範 B をこれ以後ずっと採用するよう彼が方針を変えた、ということを述べていない⁸。

以上は、ギャレットに対して比較的寛容であろうとすれば、どのような理解が可能かについて私なりに考えたものである。ギャレットと著者の解釈の間に、どれほど距離があるのかは測るのが難しい、という印象を受ける。著者がギャレットの主張を、自分の言葉で言い換えるときに、ギャレットの本来の意見よりも極端なことを主張しているように解釈されている可能性はないだろうか、という点は気がかりである。

3. 統一的懐疑論へ

3.1. デフォルトとチャレンジ

第五章第五節「ザ・ユニファイド・スケプティカル・アーギュメント」(pp. 174-186) では、『人間本性論』第一巻第三部以降で提出されるヒュームの諸議論は、全体として大きな一つの議論となっていることが示される。著者は、一般に「帰納に関する懐疑論」と呼ばれる議論、および「理性に関する議論」が、それら単独では懐疑の含意を持たないが、「感覚能力に関する懐疑論」と組み合わせられることによって、一つの大きな懐疑論の一部となる、と主張する。

著者は、所謂「帰納に関する懐疑論」が、それ単独では懐疑の含意を持たないことを、以下のように説明する (pp. 176-178)。ヒュームは、ある信念を保持する認識的資格をデフォルトと認め、どんなチャレンジにも具体的な理由を要求する立場を採用しており、先行基礎づけ要件を棄却している（理由なしのチャレンジは許されない）。方法論的自然主義は、因果推論の正当化ではなく、因果推論の原因の探究を目指している。そして、因果推論の「正しさ」は、デフォルトで認められている、と。「デフォルトとチャレンジ」という言葉は、ヒュームが使った言葉ではないが、そのような構造に当てはめて彼の議論を読むと、一見懐疑の含意を持つように思われる彼の議論が、懐疑の含意を持たないことを理解できるので、著者の試みを評価したい。

また、著者は、T1.4.1 の「理性に関する懐疑論」もまた、それ単独では懐疑の含意を持たず、「我々が事実として自然に従っている」という発見、さらに「我々が自然という真理の判定基準を

⁷ 「改訂」はギャレットが使った言葉ではないため、著者はその意味を明確化する必要があるだろう。

⁸ 著者は、ギャレットが資格原理と呼ぶ原理は、懐疑論の導出を可能にする原理であり、このことは、ヒュームが懐疑論の導出の後で、認識的規範を改訂し、その上で資格原理を採用したとするギャレットの解釈が間違いであることを示していると主張する。しかし、このような批判も有効であるとは必ずしも言えない。ヒュームが、資格原理を懐疑論の導出の後で採用するというより、懐疑論を導出するために資格原理に使用しているという可能性はギャレットの解釈において否定されないからである。

採用できる」という発見を導くものである、と主張する (pp. 178-179)。その上で、ヒュームは自然に従うという基準を、デフォルトで正しい真理基準として認め、自然こそが理性に資格を与えるという認識的規範を採用する、と説明する。この説明に従えば、理性が真理の判定基準になり得るのは、自然が理性に資格を与える限りにおいてであり、自然に従うという基準に対して理性がチャレンジすることは、無効である。

著者の解釈に対して生じる素朴な疑問は以下の通りである。ヒュームは、我々が事実として自然に従っているという発見に基づいて、我々が自然という真理の判定基準を採用できる、あるいは自然に従うという基準を正しい真理基準として認めてよい、という結論を導いているのだろうか。この疑問については、本稿の第4章で考察することにする。

3.2. 懐疑的諸議論の相互関係

外的対象の信念に関する懐疑論は理性に関する懐疑論の成果を踏まえていることを、著者は以下のように説明する (pp. 180-182)。

「理性が判断に影響する資格を得るのは、理性が自然の力に預かっているからだ」という規範的認識原理が、理性に関する懐疑論を通じて浮かび上がったが、これは、ギャレットが「資格原理」と呼んだものと実質的に同じものである。外的対象の信念は、理性に伴う想像力の原理とは異なる、感覚能力に伴う想像力の原理から生み出されている。感覚能力に伴う想像力の原理も、自然の力に預かっているという意味で、判断に影響する資格を持つ。要するに、感覚能力に伴う想像力の原理と理性に伴う想像力の原理は、どちらも想像力の原理であり、自然の力に預かって判断に影響を与える資格を持つ。それゆえ、両者が対立するときも、どちらか一方を肯定し、他方を否定することはできない。このため、想像力の原理同士の矛盾が生じる。

以上の議論の再構成はテキストに立脚しており、かつ非常に斬新である。著者が理性に関する懐疑論と感覚能力に関する懐疑論の相互関係について言及しているのは、独自の着眼であり、非常に価値がある。理性は我々の判断に対して自律的な影響力を持たない。このことから、理性に関する懐疑論を無効化したのが資格原理であった。同じ資格原理が、感覚能力についての懐疑論を生み出す要因になっている。この洞察は非常に鋭い。著者は、感覚能力に関する懐疑論を、自然の力に従うという原理同士の対立から生じる矛盾を示す議論として捉える。この場合、感覚能力に関する懐疑論は理性に関する懐疑論と一組になって効力を発揮する、という訳である。

ヒュームが明示的に述べていないことだが、感覚能力に関する懐疑論から、理性能力に対する懐疑も帰結する、と本書は強調する。この点も、従来の研究にはない視点である。自然の力に従うという原理同士の対立において、感覚能力と理性のどちらか一方を優先すべき理由はなく、またどちらが間違っているかを決定することもできない。それゆえ、T 1.4.2の議論は、感覚能力に対する懐疑論であると同時に、理性に対する懐疑論でもある、と理解される。この点もヒュームが直接述べたことではないが、ヒュームの議論から帰結することであり、著者の指摘は的確である。

3.3. 懐疑的諸議論の統合

第五章 pp. 182-186 においては、感覚能力に関する懐疑論は、理性に関する懐疑論を含意し、その結果、すべての信念への疑いを引き起こす全面的懐疑論が生じることが説明される。

帰納的推論への懐疑論、因果的必然性への懐疑論、理性に関する懐疑論は、最終的に感覚能力に関する懐疑論へ合流し、一つの大きな懐疑論、すなわち全面的懐疑論となるのだという。著者は、従来の自然主義的解釈が、ヒュームの個別の懐疑的議論にばかり意識を向け、懐疑的諸議論の相互関係や、それらが統合されて一つの懐疑論となるという視点を見落としていたために不毛な論争に終始してしまったという評価を与えている。

懐疑的諸議論を組み合わせた統一的懐疑論という視点や、我々に信念を抱かせる自然の力が懐疑論の源泉であるという視点は、先行研究において欠落している点である。久米（2005b）は、懐疑的諸議論を組み合わせた統一的懐疑論（全面的懐疑論）について語っているが、懐疑的諸議論がどのように組み合わさって、統一的懐疑論に至ったのかについて、著者ほど明確に説明していない。また、久米（2005a）は、ギャレットが資格原理と呼んだ「理性が生き生きとしており、〔人間にとって自然な〕傾向と共存する場合に理性に同意すべきである」という原理を、懐疑論の解消の足がかりとなるものとして捉えているが、同じ原理が懐疑論の源泉になっているという視点は持っていなかったようである。

結局、著者が指摘するように、自然主義的解釈に分類される先行研究のほとんどが、人間本性（人間的自然）によって懐疑が解消されるということを、多少のニュアンスの違いはあれ述べており、ヒュームの懐疑論の本質を見誤っている。理性に関する懐疑論の導出に際しては、懐疑論を防ぐ盾であるかのように見えた人間本性の原理は、さらに探究を続けた結果、別の仕方でも相互に対立し、矛盾し、そのことによって全面的懐疑論が導かれる—この核心的な論点は非常に見落されがちであり、ヒュームの懐疑論に対する誤解の主たる要因となっている、という著者の指摘は妥当である。

4. ヒュームの認識的規範理論を巡って

4.1. ヒュームの哲学への復帰

第五章第七節「哲学の懐疑主義的起源/懐疑主義の哲学的起源」（pp. 189-202）では、我々が真理判定の基準を何も発見できないという全面的懐疑論を経た後で、ヒュームが憂鬱と無気力の感情に陥り、その後どのようにして哲学に復帰できるのかについての以下のような説明が展開されている。

我々が信念を持つべき理性的根拠が見つからないのと同様に、我々が哲学的探究をするべき理性的根拠が見つからない、ということは全面的懐疑論からの帰結である。したがって、理性的考察は、全面的懐疑論によって生み出される憂鬱と無気力に抵抗する力がない。しかし、ヒュームは、自らが真理を知りたいという「好奇心」や哲学者として名声を得たいという「野心」の回復

によって、哲学を再開する。結局、ヒュームに哲学を再開させたのは、たまたまそのように気持ち傾いたからにすぎない。このように、ヒュームのレトリカルな文章から、彼が懐疑主義的な態度を貫きつつ、哲学に復帰するに至る心理過程が解き明かされる。

本書によるヒュームの議論の再構成はさらに続く (pp. 189-202)。ヒュームは、信念のみならず、自らの哲学的探究そのものに疑いを投げかけ、そのことによって彼は「真の懐疑主義者」になる。ヒュームが行っているのは、哲学的懐疑に対する「二階の懐疑」ともいべきものであると著者は言う。真理の判定基準が見つかるはずがない、という懐疑的議論に対して、そうした意見そのものも独断的で疑わしいと、真の懐疑主義者は考える。真の懐疑主義者の意見に立てば、ヒュームは人間の学を諦める理由がないということになる。

真の懐疑主義者の立場は、「正しく疑う理由のあるとそのとき考えられたものを疑う」という「節度のある懐疑主義」である。ヒュームが哲学的探究を再開できるのは、彼が真の懐疑論者であるからである。ヒュームは人間本性の原理に盲目的な信頼を置くことによって哲学的探究を再開するより他ないが、そのことは彼の非合理性を示すものではない。むしろ、ヒュームは、整合的な体系を志向するという根底にある規範を維持しており、その意味で「哲学者」の理念を保持し続けている (p. 200)。

以上のようなヒュームの論述の合理的再構成は、明快であり、説得力があるが、一点だけ疑問に思うことを述べる。真理の判定基準が見つかるはずがない、という懐疑的議論は独断的な意見とみなされるべきであるのか。ヒュームは、『人間本性論』における厳密な議論を経て、懐疑的諸議論を統合して、全面的懐疑論に至ったのであるから、彼の懐疑には正しい理由があるように思われる。ヒュームによる全面的懐疑論は独断的ではないし、「正しく疑う理由のあるとそのとき考えられたものを疑う」という真の懐疑主義の考えに反しているようにも思われない。

4.2. デフォルトで認められた正しさを巡って

本書の解説を通じて、ヒュームの哲学が整合的な体系を作ろうことを目的としており、ヒュームの懐疑論は、体系内部の不整合に気づくことから生じる疑いという特徴を持っている、ということが明確になった。ヒュームは先行基礎づけ要件を棄却し、理由なしのチャレンジを認めないが、体系内部の矛盾、不整合は疑いの適切な理由とみなすという点は、本書が強調する点である。例えば、広義の理性に伴う想像力の原理と、感覚能力に伴う想像力の原理は互いに矛盾し、そのことから真理の判定基準が分からないという懐疑が導かれる。

以下では、「デフォルトとチャレンジ」の構造をヒュームに読み込むことが、ヒュームをある種の「自然主義的誤謬」に陥らせることにならないか、という懸念を述べたい。ヒュームが自身の体系内部の不整合には非常に敏感であることは示された。著者の説明によれば、ヒュームは、「正しさ」について基礎づけの根拠を求めず、デフォルトで認められた正しさについては、それを疑う適切な理由が彼の体系内部で発生するまでは疑うことを許さない。本書は、T 1.4.1 における

「理性に関する懐疑論」の目的を、我々が事実として自然に従っていることを示すことであると説明した上で、次のように述べている。

重要なのは、ヒュームがここで「自然」という真理の判定基準を採用できるとことである。いや、ヒュームの立場からすれば、我々がこの真理基準を実際に採用していることが判明したと言ふべきである。そして、この基準は今のところチャレンジにさらされていない。したがって、ヒュームは、自然に従うという基準を、デフォルトで「正しい」真理基準として認めることができる。(p. 178)

ヒュームは「自然に従う」という基準を、デフォルトで正しい真理基準として認めることができる、と著者は述べているが、①「我々がこの基準を実際に採用している」ということと、②「この基準をデフォルトで正しい真理基準として認めることができる」、ということの間には論理的なギャップがあり、その間を埋めるさらなる説明が必要である。

何かが自然だから正しい、何かが不自然だから間違っているという、自然に訴える議論は「自然主義的誤謬」の一種として、哲学の歴史の中で批判されてきた。自然すなわち人間本性が、規範的な力、すなわち我々の判断に資格を与える働きを本当にもつのかという疑問は正当な疑問である。

もちろん、著者は何か自然であるから規範的な力を持つ、という単純な議論を行っている訳ではない。以下の著者の説明を確認しよう。

ヒュームは、懐疑的理性による独断的理性へのチャレンジの成功を認めつつ、同時に、しかし、自然こそが理性に資格を与えるという人間本性の事実を指摘する。すなわち、理性自身が判断に対して影響する資格を剥奪し、理性の自律性を否定するのである。こうして、ヒュームは理性のチャレンジの成功を無害化している。結局のところ、「理性に関する懐疑論」もそれ自体では深刻な全面的懐疑論を招来することはない。むしろ、我々が実際に採用しているのは、自然の助けがあるときにのみ理性に従って真理を判定するという真理基準だったのである。(p. 179)

独断的理性に対する、懐疑理性によるチャレンジは成功しているのに対して、自然という真理判定の基準に対する懐疑理性によるチャレンジは成功していない理由は、理性は自然（人間本性）の力に預かることでしか真偽について判断する資格がないからである。ヒュームの議論がこのように理解されるとき、人間本性に関する事実についての語り、と人間が従うべき規範についての語りの線引きは、かなり不明瞭になっている。①理性は自然の力に預かることによってのみ真偽について判断する、という論点は事実に関わる。これに対して、②理性は自然の力に預かること

によってのみ真偽について判断する資格を有する、という論点は規範に関わる。

第四章第二節『『理性に関する懐疑論』と二つの自然主義』(pp. 106-123)の末尾において、著者は、T 1.4.1の「理性に関する懐疑論」を提示してみせたヒュームの意図を、我々の信念の原因は理性ではなく人間本性の感受的な原理である、という事実に関する主張を導くためであったと説明する (p. 123)。これに照らせば、T 1.4.1のヒュームの議論をそれ単独で眺めたときには、それが①に関する論点であると確認できる。そして、②に関する論点は、理性に関する懐疑論から派生するものとして、T 1.4.7において登場する論点であると確認できる。とは言え、①から②が導かれることは、トリヴィアルではなく、説明を要する。

結局、①から②を導く議論は実際のところ、我々が事実として行っていることを規範に転化させているだけではないか、という疑問は正当な疑問として生じてくる。この疑問はヒュームの体系内でデフォルトとして認められている「正しさ」についてなげかけられる疑問である。このような疑問は、基礎づけの根拠を求める適切でない疑問であると一蹴されてしまうのだろうか。

4.3. 人間本性の規範的な力

本書によれば、ヒュームは自然に従うという基準を、疑うべき正当な理由がない限り、デフォルトで正しい真理基準として認めている。しかし、人間本性の原理の規範的な力について、何がしかの説明を与えることはできるだろうか。自然は想像力に働きかける人間本性の原理が個人の主観を超えた、我々が何かを受け入れたり、拒絶したりするときの共通の枠組みを提供してくれる。そうした共通の枠組みがあるから、我々は何かを正しい、間違っていると判断できる、というのがおそらく可能な説明だろう。

以下のような主張を、著者はヒュームから引き出したいのかもしれない。人間本性は個人に関する心理的事実ではなく、すべての人間が所与として受け入れている認識の型のようなもので、認識的規範意識の生成メカニズムでもあるので、自然に従うという基準をデフォルトで正しい真理基準として認めるということを、我々は好むと好まざるとに関わらず、行ってしまうている。何かが「正しい」とか、「間違っている」という語りが可能となるためには、出発点として人々の間に何らかの共通のコンセンサスがなければならず、そうしたコンセンサスを作りだしているのが人間本性の原理である。裏を返せば、人間本性の原理が、ごく少数の人々だけが従うものであったとすれば、人間本性の原理の規範的な力は失われるだろう。こうした説明は現代の哲学者によって受け入れられやすい説明ではある。

4.4. 一般規則と認識的規範の関係再考

ここで、私が先の論文において第二章『『一般規則』の発生論的解釈』(pp. 51-70)を論評した際に提起した議論が再燃する。第二章において著者は、認識的規範を、観念連合の原理と起源を同じくする自然発生的なものである、とする解釈を提示した。そして、『人間本性論』第一巻第三

部におけるヒュームの一般規則についての議論を、我々が観念連合という人間本性の原理を基に、より精緻化された認識的規範を作り出していく過程を説明する議論であるとした。「規範的な一般規則」に相当するものも、観念連合を起点とする認識的規範であり、その規範的な力を自然に預かっているというのが著者の理解である。著者の第四章および第五章における解釈は、第二章の解釈に依存的であるので、第二章についての批評を以下で改めて行うことにする。

ヒュームが、規範的一般規則を、観念連合から生じる傾向性的一般規則と区別するのは、「傾向性的一般規則」が、出来事の間本来の因果関係を捉えていなかったり、複雑な要因から生じる結果を、臨機応変に予測できなかったりするからである。規範的一般規則と傾向性的一般規則の間には、一方が他方を可能な範囲で修正するという関係が成り立っている。このような関係が成立しているとき、一方は単なる傾向性とみなされ、他方は規範とみなされるというのが著者の説明である⁹。

規範的一般規則が、傾向性的一般規則を修正するという営みは、規範的一般規則もまた観念連合から派生していることを考えれば、自然の力に預かることによって成立していると思われし得る。このような説明に対して、以下のような疑問が生じる。傾向性的一般規則に従っている人は、非常に素朴な仕方では観念連合によって信念を形成している人である。その人は、新しい一般規則を獲得するまで、自身の判断を修正することはできないのだろうか。著者の説明によれば、人間は、傾向性的規則に従っている段階からスタートして、徐々にそれを修正する規範的一般規則を獲得する段階に移行する。そして、傾向性的一般規則の正しさの吟味は、より高次の反省から生じる一般規則の獲得なしには不可能である（pp. 51-70）。

著者とは異なり、傾向性的一般規則に基づく判断の修正は、より高階の視点に立った新しい一般規則の獲得に先立って可能であると私は考える。それは、例えば、傾向性的一般規則に基づく間違った判断を維持し続けことから生じる損失から、自らの判断をより良いものに変更するという仕方等によってである。自然界で起こることをうまく予測できないということは、環境適応の上で不利であり、どこかの時点で自らの判断を変更することを余儀なくされる。例えば、人が、ある一定の食べ物や場所が安全であるという信念を維持することによって、自分の身に危険が及ぶ場合には、その判断を変更するという戦略的な判断を取るということはある得る。

以上のような観点から、傾向性的一般規則の修正の可能性について語ることは、認識的論点とプラグマティックな論点を混同している、という批判を受けるかもしれない。しかし、認識的論点とプラグマティックな論点の境界は必ずしも明確ではない。因果推論とは、何らかの予測を立てることであり、その予測には常に成功と失敗が付きまとう。因果推論は、起源を辿れば、

⁹ 本書が、認識的規範性を、関係的な概念として捉えていることは非常に興味深い。既存の傾向性的一般規則が対象の間本来の因果関係を捉えていないことが、新しい一般規則の観点から分かると、新しい方が規範的一般規則として地位を獲得する。例えば、傾向性的一般規則は、「アイルランド人は機知を持たない」という主張のような軽率な一般化を生み出し、そうした一般化を修正する別の一般規則が必要とされる。

人間を含めた動物が環境適応のために行うものであり¹⁰、獲物の獲得や危険の回避などの目的のために、推論を行う時点で、予測を正しく行うという規範的な要請が生じている。そして、その規範的な要請は、我々が現状においてどのような一般規則を採用しているかという事実とは独立に生じてくるものである。このような説明は、ヒュームのテキストから引き出し得るものである。

4.5. 規範的要請はいつ生じるか

真なる判断を形成し、誤った判断を避けることへの規範的要請は、傾向性的一般規則の段階ですでに生じている、と私は述べた。こうした規範的要請は、環境適応の観点から以外にも、信念を形成する際の主体の「注意深さ」や、「賢明さ」の観点から説明できるだろう¹¹。

一般規則の発達段階における、最初期の傾向性的一般規則に関して言えば、それは「アイルランド人は機知を持たない」という判断のような偏見を生み出すことがある。統計的事実を語ることができるほどに十分な数のアイルランド人に合っていない中、アイルランド人であることと、機知を欠いていることの間の因果関係を勝手に読み込み、限られた知識を元に、特定の集団全体に当てはまるような一般的な主張を行うということは、偏見の特徴であるが、傾向性的一般規則のすべてが、そのような偏見に陥る訳ではない。

規範的な一般規則の獲得に先立つ、傾向性的一般規則の段階でも、偏見や軽率な一般化を形成しやすい人とそうでない人が存在するが、彼らの賢さや態度の違いを説明するのは、高次の一般規則に関する知識とは限らない。できるだけ広い視野・多様な角度から物事をみようとする認知的な気質は、規範的な一般規則の獲得に先立って存在し、そうした気質は、偏見や軽率な一般化に陥るリスクを軽減する。この点に関する言及は、ヒュームのエッセイ『技芸と学問の勃興と進歩について』において見られる。

偶因と原因の識別は、個々の事例を考察する際の、個々人の賢さ(sagacity)に依存するに違いない。それでも、仮にこの識別を我々が行う補助となるような何らかの一般規則を特定するならば、それは以下のようなものだろう。少数の人にしか当てはまらないようなことの大部分は偶因か、秘密で未知の原因によるものとされるべきであり、大多数の人に当てはまることは、しばしば確定的で既知の原因によって説明され得る。(RP 2)

物事の本来の原因の識別において重要なのは、主体の持つ賢さであり、規範的な一般規則はその識別にとって補助的なものである、とヒュームは述べている。規範的な一般規則に関する反省的

¹⁰ 『人間知性研究』において、ヒュームは年老いたグレイハウンドが若者に獲物の追跡を任せ、自身は獲物を待ち伏せするなどの事例を上げ、経験豊富な者と、経験の少ない者の賢さという点での優劣が人間に限りらず、動物においても存在すると語っている。

¹¹ この点については、鶴殿(2011)を参照していただければ幸いである。

な知識に先立って、正しい判断と間違っただけの判断が存在し、主体は、正しい判断を形成することを要請されるということは、ヒュームのテキストにおいて示唆されている。

4.6. 環境適応と信念によるトラッキング

認識的規範、特に因果推論に基づく信念の正しさについて、ヒュームは、傾向性的一般規則のような一階の判断を吟味する、規範的一般規則のような高階の判断だけではなく、認識主体の自然環境への適応、および信念による事実のトラッキングという観点からも語っているという解釈は、ヒュームの認識論の「外在主義的解釈」に相当する。

人間本性の原理が、認識的規範を作り出しているという著者の解釈には一理あり、ヒュームの中に、人間の本性や成り立ちに訴えて認識的規範を説明する議論の方向性はあるわけだが、それとは別の視点も彼は持ち合わせているということは、本稿が強調したかったことである。

観念連合という人間本性の原理は、人間が自然の変化に対応するために持っている本能のようなもので、人間が自然界で生きることを支えるということから、ある種の規範的な力を得ているというのは、ヒュームが採用できる一つの説明の方向性である。ヒュームは『人間本性論』第一巻第四部第四節において、習慣の働きを妄想的な想像力の働きと対比させて、「前者が我々の思考と行動の基盤であり、それを取り除くと、人間本性は死に絶えて破滅してしまう。これに対して、後者は人類にとって不可避的でも必要でもなく、生活を営む上で必要でもない」(T 1.4.4.1)と述べている。ここでヒュームは人間本性の原理について、思考と行動の基盤となるという観点からは認を与えている。

また、ヒュームは『人間知性研究』において、以下のような方向性で議論を行っている—「したがって、ここに自然の経過と観念の継起の間の予定調和がある。たとえ、自然を支配する力や影響について我々が完全に無知であるとしても、それでもなお、我々の思考や考えは自然の他の諸作用と同じ経過を辿って進んでいくことを我々は知っている。この対応は習慣によってもたらされてきたのであり、習慣は人類という種の存続 (the subsistence of our species)、および人生のあらゆる状況と場面において、我々の行動を決定するために必要不可欠なものである。」(E 5.21)。ここでヒュームは、習慣（観念連合）があるおかげで人類は種として存続してこられたのであり、習慣は外界の変化に我々の思考を対応させてくれるという説明を行っている。ヒュームは習慣が自然の変化に適応しているという考えを持っているようである。こうした説明のうちに適応主義や外在主義の着想を読み取る研究もある (Loeb 2006, 鵜殿 2013)。

外在主義的解釈の方向性については、本書においては注でしか触れられていない。著者は2014年の論文「ヒュームの自然主義と因果推論の正当化問題」において、外在主義的解釈を批判しているが、彼の批判に対しては応答する機会を別に設けたい。私が今回指摘したいことは、ヒュームが人間本性の原理をデフォルトで正しいものと認めることから出発するというよりは、その規範力に説明を与えようとしている文脈もあるということである。

おわりに

本稿では、先の論文「ヒュームの自然主義と懐疑主義（上）」に引き続き、澤田和範氏の著書『ヒュームの自然主義と懐疑主義』の論評を行った。本書では、ヒュームが、方法論的自然主義という立場から、いかにして全面的懐疑論を導出し、またその後も人間本性の探究を継続できるのかについて、先行研究には見られないほどに精緻な仕方で論じられている。また、これまで注目されてこなかったヒュームの懐疑主義と古代のピュロン主義の対応関係についての先駆的な研究も、提示されている。このような研究は、哲学思想史への貢献として高く評価できる。

さらに、本書では、ヒュームが、なぜ一般に言われるような形式の「帰納に関する懐疑論」を提出していないのかを、「デフォルトとチャレンジの構造」という現代哲学的な議論の枠組みを導入して説明している。こうした一連の考察を通じて、ヒュームが徹底的に自然主義的であり、かつ懐疑主義的であるという、本書の序論で述べられた主張の含意が明確になった。

ヒュームは自然主義の方法論に従うからこそ、非常に強力な懐疑論を導出できたということを強調しつつ、著者は、ヒュームが懐疑論を何らかの意味で解消しようとした、とする解釈に強く否定する。とりわけ、ヒュームの哲学を自然主義として解釈する研究者の代表格であるギャレットの解釈の批判を徹底して行う。本稿は、ヒュームによる「資格原理」の導入の意図についてのギャレットの説明が、著者による批判をある程度まで免れ得る可能性を指摘した。また、本書の後半で行われている、ヒュームが自然に従うという基準をデフォルトで正しい真理基準として認め、自然こそが理性に資格を与えるという認識的規範を採用しているとする解釈に対して、いくつかの疑問を提示した。

本書において展開されているテキスト解釈上の考察や、思想史的な分析、そしてヒュームの議論の論理的再構成は、非常に信頼の置けるものである。また、本書によるヒューム哲学の理論的な擁護のための議論は、鋭い哲学的洞察を示している。著者が従来の解釈のように、ヒュームの懐疑論の解消の可能性を主張せず、ヒュームの懐疑論の本質を、自身の懐疑的思考そのものに対して懐疑の目を向ける「二階の懐疑論」であることに注目し、この二階の懐疑論こそがヒュームに人間本性の探究を再開させるということを説明した点は、巧妙であった。ヒュームが二階の懐疑論を経由して、可謬主義に近い立場に至ったという著者の説明は、ヒュームの懐疑論を破壊的な議論としてみなし、その解消を目指すという哲学史のパラダイムの見直しにもつながっていく。ヒューム研究の内外におけるヒュームの懐疑論の基本的な性格についての誤解を修正した点において、本書はヒューム研究と、現代の認識論の研究にまたがる包括的な重要性を持つ。

最後に、本書の合評会において著者から、本書における論述における細部の意図についての詳しい説明を直接聞くことができたこと、また、忠実なテキスト解釈とヒューム哲学の現代的意義の発掘を同時に追求する可能性を本書から学んだことは、大きな収穫であった。この場を借りて、著者および研究会の主催者に厚く御礼申し上げたい。

省略記号

ヒュームの著作は、その略記号の後に、慣例に従い、巻や部、節の段落番号を示す。

- [T] Hume, David. 2000. *A Treatise of Human Nature*. Eds. David Fate Norton and Mary J. Norton. Oxford: Oxford University Press.
- [E] Hume, David. 1999. *An Enquiry Concerning Human Understanding*. Ed. Tom L. Beauchamp. Oxford: Oxford University Press.
- [RP] 'Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences.' in *Essays: Moral, Political and Literary*, Ed. Eugene F. Miller, Indianapolis: Liberty Classics, 1987.

参考文献

- Garrett, Don (1997) *Cognition and Commitment in Hume's Philosophy*. Oxford University Press.
- 久米暁 (2005a) 『ヒュームの懐疑論』, 岩波書店。
- (2005b) 「懐疑論—ヒュームによる認識的規範性の見直し」, 中才敏郎編, 『ヒューム読本』, 110-135 頁。
- Loeb, Louis (2006) 'Psychology, Epistemology, and Skepticism in Hume's Argument about Induction.' *Synthese*, 152, (3): 321-338.
- Morris, William Edward (1989) 'Hume's Scepticism about Reason.' *Hume Studies*, 15, (1): 39-60.
- 澤田和範 (2014) 「ヒュームの自然主義と因果推論の正当化問題」, 『哲学論叢』, 38 号, 35-46 頁。
- (2021) 『ヒュームの自然主義と懐疑主義』, 勁草書房。
- 鵜殿憩 (2013) 「ヒュームの信頼性主義」, 『アルケー』, 21 号, 73-85 頁。

